



令和 7 年度山形県立保健医療大学科目等履修生

令和 7 年度 履修証明プログラム・職業実践力育成プログラム

## 地元ナース特論 受講生の募集案内



公立大学法人山形県立保健医療大学

看護実践研究センター

## ■ 地元ナース特論について

「地元ナース特論」は、2025年度から始まる本大学院博士前期課程の新設科目です。本科目は、地域の医療福祉の担い手である「地元ナース」\*が、自らの役割を再認識し、発展的な看護を実践する能力の向上を図ることを目指しています。

\*「地元ナース」とは、「地方の小規模病院・診療所、高齢者・障がい者施設、訪問看護ステーション、在宅ケア関連機関等（以下小規模病院等）で地元住民の多様な健康問題に幅広く対応できる看護職」です。

### ◆地元ナース特論とは

- 小規模病院等看護職のリカレント教育である「地元ナース事業」は、文部科学省の課題解決型高度医療人材養成プログラム「山形発・地元ナース養成プログラム」の一環として2015年度に開始しました。
- 2025年度には、「地元ナース事業」を統合拡充し、「地元ナース特論」として、本学大学院博士前期課程（修士課程）の科目として位置付けました。これにより、「地元ナース特論」を山形県立保健医療大学科目等履修生として60時間以上履修した者には、本学大学院博士前期課程の単位（2単位）が認められることになりました。
- 他方、2024年度以前と同様に、県内の看護職の生涯学習支援の観点から部分的な受講（単元履修と呼んでいた部分）も可能です。ただし、部分的な受講は大学院の単位にはなりません。
- なお、「地元ナース特論」は、学校教育法に規定される「履修証明プログラム」、及び「職業実践力育成プログラム」でもあります（詳細は以下をご覧ください。）。

### ◆履修証明プログラムとは

履修証明プログラムは、学校教育法第105条、学校教育法施行規則第164条等に基づく履修証明制度であり、大学等が、社会人等を対象に、一定のまとまりのある学習プログラムを提供するプログラムです。大学等は、プログラムの目的・内容に応じ、総時間数60時間以上で設定し、プログラムの修了者には、履修証明書を交付することができることとなっています。

2022年に履修証明制度の改正が行われ、当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合、当該履修証明プログラム全体に対する単位授与が可能となりました。

### ◆職業実践力育成プログラムとは

職業実践力育成プログラムは、文部科学大臣が認定するものであり、大学等における、主に社会人を対象とした実践的・専門的なプログラムです。本プログラムは、正規課程と60時間以上の体系的な教育で構成される履修証明プログラムが対象となっています。

「地元ナース特論」が大学院の単位として認められるとはどのようなことか

- ・「地元ナース特論」の履修にあたり、大学院受験は必要ありません。
- ・60時間以上履修で大学院の2単位を持つことで、もし、大学院を受験して入学した場合、その2単位を「既に修得済み」として扱えます。大学院を修了するためには31単位が必要ですが、そのうちの2単位を先取りできることとなります。

## ■ 「地元ナース特論」を科目等履修生として受講する場合

- ・「科目等履修生」として受講する場合の概要は、下記の通りです。
- ・受講を希望する方は、「令和7年度山形県立保健医療大学科目等履修生募集要項」に沿って手続きを行ってください。募集要項は、本学ホームページ(入試情報<科目履修生)よりダウンロードしてください。(https://www.yachts.ac.jp/admission/topics/entry-84.html)
- ・ご不明な点等がある場合は、4 ページの【問い合わせ先】までお気軽に連絡ください。

### 1 「地元ナース特論」の構成等

- 1) 講義の開講時期は、令和7年9月22日～令和8年2月10日(概ね週に1日)です。
- 2) 共通授業 45 時間(30 回)と選択授業 15 時間以上(10 回以上)の計 60 時間(40 回)以上で構成します(1 回の授業を1.5時間として計算します)。

区分	授業項目	時間
共通	今日の看護・看護教育/地域包括ケア時代の看護	45 時間(30 回)
	看護実践と専門的アセスメント	
	看護実践と研究	
選択	エビデンスに基づく看護ケア	15 時間以上(10 回以上) を選択
	ケア創造に向けた発想・連携	
	次世代育成プログラムの設計	
	看護実践の哲学	
	看護研究力の醸成	

- 3) 共通授業は、主に2024年度までの小規模病院等看護ブラッシュアッププログラムを、再編・拡充した内容です。
- 4) 選択授業は、2024年度までのフォローアップ研修、看護 up to date、相互交流事業を再編・拡充し、さらに、今日の看護職にとって必要な新たな内容を加えています。
- 5) 「大学院の単位として認められる内容となる」ということで「難しくなる…」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、そこは心配しないでください。今までも、十分に高度な内容で行ってきました。それをさらに洗練したもの、とご理解ください。

### 2 対象者

- ・小規模病院・診療所、高齢者・障がい者施設、訪問看護ステーション・在宅ケア関連機関に勤務している方
  - ・地元医療福祉の推進に関心のある方
- 例：中規模病院等の地域包括ケア病棟に勤めている方、離職中の方、その他(看護専門学校教員や看護協会関係者等)

### 3 出願要件

大学入学資格を有する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の要件のいずれかに

該当する者としてします。(大学院科目となるため、科目等履修生の手続きをとります。)

・看護職としての資格要件は、「看護師の免許を持っている者」です。

・学歴要件は、以下の 1) または 2) の通りです。

1) 大学を卒業した者

2) 本学大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの

① 看護系短期大学卒業者

② 専修学校専門課程修了者←専修学校である看護学校卒業者

③ その他

例) 各種学校である看護学校(3年課程・2年課程)卒業者

高校専攻科卒業者/5年一貫校卒業者

※ ③に該当する場合は、5月20日(火)までに4ページの【問い合わせ先】へご相談ください。

※ 資格要件に当てはまらない場合

「地元ナース特論」を大学院の履修証明プログラムとして設定し、履修により単位を認める関係上、准看護師は、履修要件に当てはまりません。しかし、准看護師も部分的な受講はできます。

#### 4 受講料

1) 60時間以上履修希望者は、本学大学院の科目等履修生の制度に則っていただきます。

費用は計 67,600 円です。

(内訳:入学考査料 9,800 円、入学料・県内者の場合 28,200 円、授業料 1 単位 14,800 円×2 単位分)

#### 5 履修期間

「地元ナース特論」の履修期間:原則として当該年度です。

#### 6 令和 7 年度スケジュール

1) 科目等履修(履修証明プログラムを含む)受講希望者

\*出願書類は、大学ホームページよりダウンロードして下さい。

(<https://www.yachts.ac.jp/admission/topics/entry-84.html>)

① 大卒者以外は、出願資格審査が必要です。

出願資格審査の書類は、5月19日(月)~5月30日(金)必着

出願資格審査申請書(本学所定)、490円分の郵便切手、成績証明書(出身学校長作成・厳封)

出願資格審査の結果は、6月9日(月)までに通知します。

② 出願

大卒者及び出願資格を認定された方は、出願をしてください。

受付期間 6月10日(火)~6月20日(金)必着

出願書類等 科目等履修生入学書類、履歴書

成績証明書(出願資格審査で提出している場合、不要)

入学考査料 9,800 円

③ 選考方法 書類審査及び面接 6月23日(月)~6月30日(月)

## (参考) 「地元ナース特論」を部分的に受講する場合

- ・部分的な受講を希望する方は、「令和7年度 地元ナース特論 受講生の募集案内」に沿って手続きを行ってください。出願書類は、本学ホームページ(大学案内<看護実践研究センター<地元ナース特論 受講生の募集案内)よりダウンロードして下さい。(https://www.yachts.ac.jp/center/BP/)
- ・ご不明な点等がある場合は、ページ右下の【問い合わせ先】までお気軽に連絡ください。

### 1 「地元ナース特論」の構成等

- ・開講時期や構成は、3 ページの「地元ナース特論」の構成等と同様です。
- ・全 68 回の授業のうち、希望する授業を受講いただけます。

### 2 対象者

- ・小規模病院・診療所、高齢者・障がい者施設、訪問看護ステーション・在宅ケア関連機関に勤務している方(准看護師の方も受講可能です。)
- ・地元医療福祉の推進に関心のある方

### 3 出願要件

- ・出願要件は設けず、資格審査は不要です。

### 4 受講料

- ・部分的な受講の場合の費用は、当面の間、無料で行います。

### 5 受講申込みの受付期間等

- ・受付期間:8月1日(金)~8月25(月)必着
- ・書類を右下の【送付先及び問い合わせ先】まで送付してください。

### 6 その他

- ・「地元ナース特論」の科目等履修生がいない場合や、部分受講生のみの場合には開講しない授業が生じる可能性があります。これらについては、大学(看護実践研究センター)ホームページや受講申し込みの際などにお知らせします。

#### 【送付先及び問い合わせ先】

公立大学法人山形県立保健医療大学 看護実践研究センター  
〒990-2212 山形県山形市上柳 260 番地  
TEL:023-686-6643 / FAX :023-686-6675  
E-mail:ns-cent@yachts.ac.jp